

令和3年度町政懇談会議事録

- 1 日 時 令和3年11月4日(木) 13:30~15:05
- 2 場 所 南相馬市民情報交流センター 2階マルチメディアホール(南相馬市)
- 3 出席者 伊澤町長、徳永副町長、舘下教育長、平岩総務課長、横山復興推進課長、猪狩建設課長、中野住民生活課長、高橋健康福祉課長、相楽農業振興課長、中里戸籍税務課長、橋本秘書広報課長、佐藤支援職員
(12人)

4 町民出席者 18人

5 町長あいさつ概要

今年の町政懇談会は、来年6月以降に特定復興再生拠点区域の避難指示解除を目指して、来年年明けに実施を予定している準備宿泊について町民の皆さまにその内容をご説明し、ご意見をお伺いしたい。

○町内復興の取り組みについて

1) 中野地区復興産業拠点については、昨年10月に産業交流センターや県の「東日本大震災・原子力災害伝承館」がオープンし、また134室が整備されたビジネスホテルも開業したところであり、県内外から多数の方が訪れている。同拠点内に立地する企業については、現在20件、25社との立地協定を締結している。(うち町内事業者は7件7社)

2) 駅西地区生活拠点等の整備については、令和4年秋頃の居住開始を目指し、帰還者や就業者向け戸建て住宅30戸、集合住宅56戸を県が代行して整備し、帰還環境整備を進めている。まず、令和4年10月頃に25戸の入居開始を目指している。整備状況については、広報紙や町公式ホームページ等で随時発信していく。

3) 役場仮設庁舎については、現在いわき事務所で行っている業務の大部分を双葉町内に戻し、来年8月末頃を目標に業務を開始する予定。

4) 特定復興再生拠点区域内の除染・解体については、特定復興再生拠点区域内全域での建物解体が進んでいる。特定復興再生拠点区域外についても引き続き帰還を希望する町民の皆さまが全員帰還できるように国に強く求めていく。

5) 特定復興再生拠点区域内の営農再開の取り組みについては、羽鳥地区をはじめ他3地区において農家の皆さまのご協力のもと、再び荒廃することがないように保全管理が行われているところであり感謝に堪えない。令和2年度に策定した双葉町地域営農再開ビジョンを更新し、令和7年度の営農再開に向け、除染や水路等農業施設の復旧、農地集積、集約化、農業基盤の整備に取り組んでいる。

特定復興再生拠点区域内の農地除染の進捗率は、令和3年7月末現在93%となっ

ている

○中間貯蔵施設への搬入状況について

県内で発生した除染廃棄物である除去土壌は今年8月末までに1158.9万m³が輸送されている。福島県内の仮置き場については、1,373カ所あったうち1,210カ所の搬出が完了した。

○高速道路通行料金、医療費の一部負担等の免除について

ふるさと帰還通行カードにより、令和4年3月31日までの無料措置の延長となっているが、さらに延長するよう国に求めている。

医療費の一部負担金等の免除、その他現在実施されている生活再建に係る支援等についても継続されるよう、国及び関係機関に働きかけていく。

6 説明（住民生活課長）

○ふるさとへの帰還に向けた準備のための宿泊（準備宿泊）について

7 懇談

（町民：男性）

特定復興再生拠点区域外の除染について今後どのように進めるのか？三字行政区の場合、前田は復興拠点区域外、目迫と水沢は拠点と拠点外で分断されている。私の住居も拠点外にあり、住居に入る際にその都度バリケードを開けてもらっている。一日でも早くバリケードをなくせるよう、拠点外の除染と解体を進めていただきたいと改めて要望します。

（伊澤町長）

2020年代に帰還を希望する方全てに戻ってきていただけるような除染やインフラの整備を行うということを今回の与党提言等を受けて決定、国に「拠点区域外への帰還・居住に向けた避難指示解除に関する基本的方針」でははっきりと謳っています。基本としては個人の要望になりますが、把握しやすいのは各行政区での皆さんの考えを調整いただくのが一番まとまりやすいのかなと思っており、今後行政区長会を開催させていただきますので、その折にもそのようなお話をさせていただこうと考えております。

三字行政区は入っているところ、入っていないところがあり、特殊性があるので、来年6月以降の特定復興再生拠点区域の避難指示解除をいち早く取り組んでいきたいと考えております。なるべく早く皆さんの要望をお聴きして、双葉町としてはいち早く国に要望をあげていきたいと思っておりますので、ぜひ皆さんの意見調整も含めてお取り計らっていただきたいと思っております。

（町民：男性）

双葉町の除染の進捗状況は 87%となっているが、100%だと 470ha となる。

しかし、双葉町の面積は 5,200ha であるはずですので、100%除染が完了しても 10 分の 1 にしかならない。残りの 10 分の 9 が手つかずでそのままになってしまうのではないかと不安に感じている。

(伊澤町長)

今お話しありました 87%というのは、特定復興再生拠点区域内 555ha の除染の内訳です。双葉町の面積は 5,140ha ですので、特定復興再生拠点と先行解除した浜野・両竹地区の面積を合わせた約 700ha を除いた、残り 80 数パーセントの除染・解体という話かと思います。この残りの 80 数パーセントの除染と解体について、石熊行政区がいち早く除染・解体の要望を挙げてきたということになります。

残りの帰還困難区域、いわゆる白地地区のところをどのように国に交渉して、早く除染・解体して、皆さんが戻れるような整備をしていくか、今後いち早く国に要望してどんどん皆さんが戻って生活できるような整備をしていきたいと考えております。

(町民：男性)

白地地区に関しての与党の 10 次提言について、国の方からその後どのような調査や計画、予定があがってきているのか。

(伊澤町長)

石熊行政区から要望があがって、もちろん国につないでいるところであります。帰還困難区域を抱える自治体（南相馬市、飯館村を除く）は 5 つありますので、今後どのような対応をとるのか、それぞれの自治体の要望のやり方は必ずしも同じではないと思っています。

双葉町が他の自治体に先駆けて、石熊行政区から要望があがって、国につなぎまして概ねの話しているところです。国としては、聞き取りをしてどのようにしたらいいか対応を協議しているところです。

(町民：男性)

白地地区と帰還困難区域については、町政懇談会でもなんの話がなく、議会でも聞いていません。このような状況ですと、帰還困難区域は、言葉どおり本当に「白地地区」、今まで誰も住んでいない地区のような感じに受け止めてしまいます。ですから帰還困難区域がまだあるということをマスコミに対して発信していただきたいと思っております。また議員の方々もしっかりと発信していただきたいと考えております。

(伊澤町長)

今のお話は要望として承りました。先般、岸田総理大臣が町内視察ということで、今年 10 月 1 日に再開した斎場の聖香苑にまずお見えになり、特別通過交通制度によって、

鴻草から駅前までの旧国道を通過していただきました。

総理に通っていただく前には、事前に説明し、今から通る道路は両側が帰還困難区域で10年7カ月人が戻れない、荒廃したままの状態であり、田んぼは原生林化しているという話をした上で、岸田総理にはしっかり見ていただきました。岸田総理は初めて帰還困難区域を目にし、また総理自身も初めて帰還困難区域に入られたので、この双葉町の実情を総理本人にしっかりと確認いただいたと思っています。このようなことから、今後白地地区の要望については、総理の理解はかなり深まっているのではないかと感じております。

(町民：男性)

避難指示解除になった時の線量についてですが、資料には除染した線量の平均が出ていますが、ここで実際に生活した時に年間の放射線量はどのようになるのか、その数値の算出方法を知りたい。

またもちろん、解除して住めるようになった場合には、小さい子どもから私のような人まで誰でも住めるということによろしいか。

(中野住民生活課長)

個人被ばく線量は国の解除基準では年間20 mSvといわれておりますが、最終的には年間1 mSvを目指しております。ただ緊急被ばく状況から現存被ばく状況に移行している最中のため、なかなか1 mSvにたどり着かないところであります。

実際の線量としては、除染作業員の方にDシャトルをつけていただき、あらかじめどれくらいの数値になるか年間で積算したところ、1 mSvから最大で2 mSv程度となりました。

実際の皆さんの行動を考えたとき、皆さんは移動していますので、屋外で24時間線量の高いところにいるということはほとんどありえないと思います。このため、準備宿泊をしていただいた際は、Dシャトルをつけていただきますが、Dシャトルでは行動ごとに線量が記録されますので、例えばいきなり高い値が出た場合には、そのような場所には行かないとか、時間を短くするとか工夫していただきながら個人ごとで被ばくを少なくしていくということを考えていただければと思います。

このため準備宿泊では、Dシャトルをつけていただくことで自分がどのような行動をすれば線量がどれほど上がるというのがわかると思いますので、そのような状況を踏まえて今後帰還するかどうかの判断にもなるものと思います。

私たちの検証によって、国では年間20mSvという解除基準を出していますが、数値はそこまで至っていないというのがわかっているところです。

(町民：男性)

20mSv 以下は安全であるという意味で、実際は1～2 mSv 程度であるという理解でよいか。

(中野住民生活課長)

20mSv という数値は安全か安全でないかというものではなく、解除の基準値として考えていただければと思います。

(町民：男性)

計算式はどのようなものか。双葉町に週5日行ったり来たりしているが、単純に掛け算して出るようなものか。

(中野住民生活課長)

実際の計算式は口頭で説明するのは難しいので、ご質問者の方へお送りさせていただきます。実際の被ばく線量は個人ごとに違うのでDシャトルで管理されたほうが良いと思います。

(佐藤支援員)

年間 20mSv の算計算根拠について説明させていただきます。まず、1日過ごす際には屋内と屋外のどちらかにいることになるかと思いますが、屋外で仕事をすると考えて8時間屋外にいて、16時間屋内にいるということで合計24時間となります。

屋内にいと壁等による低減効果がありますので、その低減効果の計算を掛けて、その生活を365日過ごすとして仮定して計算すると、年間20 mSv の場合には、毎時3.8 μ Sv となります。

(町民：男性)

- ① 駅西開発について、広報やタブレットで情報を集めてるがよくわからない。本当に詳しい話を聞かないとどのようになっているのかわからない。住んでみたいという町民の方から連絡がくることがあるが、どのような手続きで、いつまでに申し込みすればいいのか、そのような詳しい情報が一つもない。また、双葉町以外の自治体(富岡や浪江等)は商店街ができていますが、双葉町の場合にはどのようになっているのかわからない。未定の場合には未定でもよいのですが、もう少しかみ砕いて、住民にわかるように話してもらいたい。
- ② 双葉町に役場ができる予定ですが、双葉町の人が多く住むいわき市では、色々な手続きに関しては不便になってしまうのではないかと考えているのですが、このケアはどのようになるのか。
- ③ 学校問題はどのようにするのかを伺いたい。来年避難指示解除になると、戻るといふ人が結構いると思いますが、若い人が戻ってきた場合、子どもが学校や幼稚園に行きたいと思ってもなかなか行けない状況だと思います。大人のことばかりではなく、子どものこともケアしていただきたいと思っています。

学校についても、南小は耐震の問題で使えないが、北小は耐震をやって使えるのではと思うので、長期的に考えていただきながら、町民の方へアピールしていく必要があるのではないかと思います。

(伊澤町長)

- ① 駅西住宅の件についてですが、まだ申し込み等の手続きは行っていません。まだ工事が完了していませんので、工事の完成の時期を見据えてホームページや紙ベースでお知らせして手続きいただくという体制で進めています。
商業施設については、まだ発表する段階には至っておりませんので、ご理解をいただきたい。
- ② いわき事務所の大部分は、双葉町の仮設庁舎に戻るというのは事実です。ただ、いわき事務所を全部閉鎖するというのではなく、ある程度の機能は残して、住んでいる町民の皆さんに不便のないように事務的なものは残します。当然、郡山支所と埼玉支所も残します。ただいつまでも残すというのではなく、段階的に縮小、閉鎖という方向になると思いますが、双葉町役場が来年双葉町に戻ったからすぐ閉鎖というわけではありませんので、町民の皆さんにアナウンスをして、ご理解を受けながら、縮小、閉鎖に向けて取り組んでいくという考えであります。
- ③ 学校問題については、教育長と常に話しております。最近避難指示解除された自治体は、学校再開へと舵を切って頑張っておられますが、思ったような子どもの帰還状況ではなく、あまり数的には戻ってきていない状況で学校を再開して大変な思いをされています。このことに関しては卵が先か鶏が先かの議論となってしましますが、我々としては町民の皆さんの帰還、帰町の状況によって対応したいと、まだ戻ってこない状況で学校の規模感がどうしてもイメージできないため、ある程度の就学する子どもたちの帰還状況を見据えて対応しようと考えております。学校がなければ戻ってこれないという議論もあるかと思います。しかしながら、規模感を考えたとき、ある程度の人員の帰還がなければ、先に箱物を造っていいのかと色々と教育長と議論しておりました。そこで、双葉町は他の自治体と違った動きをしましょう、住民の皆さんの戻る状況をみて対応しましょうと話しています。またどうなるかはわかりませんが、国で検討している国際教育研究拠点について、我々としては双葉地方に持ってきて欲しいと国に要望しております。当然、双葉地方ということは双葉町もその中に入っております。この国際教育研究拠点がどこにくるかによって対応は変わってくると考えています。国際的な研究者を世界各地から呼ぶという構想と聞いておりますので、そのような方たちが家族で住むということになったら、子どもさんも教育を受ける権利があるわけですから、普通に学校を再開するというわけにはいきません。仮定の話にはなってしましますが、双葉町に国際教育研究拠点がきた時にはインターナショナルな教育を考えなければならない。このよ

うなことから先に学校再開をやってしまうとそういう対応ができなくなってしまう可能性もあります。今年度中に方向性が決まりますので、そのあとのことを見据えてから対応を検討しても遅いわけではないのではと考えております。教育長から詳しく説明させていただきます。

(館下教育長)

新聞報道にもありましたが、昨年度、学校等の教育施設を含む町が所有する施設の在り方検討委員会を実施し、答申を受けました。答申を受け、教育総合会議の中で、南小・北小・双葉中学校といった、今ある学校施設を使つての学校再開はしないという方針を決定し、この方向で進めています。

このため、必然的に新しい学校を造るということになりますが、一番地盤が良いところは南小であるものの、南小は下の運動場は地震で亀裂が入ってしまっております。次に地盤が良いのは双葉中学校で、最後北小については他の2つと比べると地盤は弱いものとなっています。北小については耐震工事が終わっているので、見た目は今でも使えるように思えますが、地盤が駄目な状況です。先ほど、今ある学校施設を使った学校再開の予定はないとお伝えしましたが、仮にもし北小で学校再開となった場合、基礎から全部やり直さなくてはならず、施設は一から造ったほうが良いという答申を受けたところであります。

先ほど町長から話があったとおり、いくつかタイミングがありますので、今後そのタイミングに合わせて町民の皆さんにお示しながら、また議会とも調整しながら進めてまいりたいと考えております。そして、町長とは、双葉町としてコンパクトに、そして何年か後に増設できるような考えが必要だ、ということは話しています。最初にドーンと進めるといのは規模感がつかめないので、のちの景気も関係してきますので、このように進めております。

次に、来年度から就学児童・生徒を持つ世帯が双葉町に住みたいとなった場合には、区域外就学を考えています。ただ、いつまでも区域外就学ではなく、段階的に進めていきたいと考えているところです。

また、いわき市で行っている仮設校舎についてですが、幼稚園も含めて現在43人おります。ただ全員が双葉町民ではなく、4割が区域外就学で、双葉郡内の富岡町、大熊町そしていわき市内の子どもたちを受け入れている状況です。このように、双葉町に戻るのに今のいわき市の学校を閉じるということではできませんので、今いわき市で就学している児童、生徒たちについて、就学の保証をしながらタイミングを図っていかなければと考えております。

(町民：女性)

山田行政区は手付かずになっていますが、建物や農地は除染が完了したら解除されるのでしょうか。

(伊澤町長)

帰還困難区域、いわゆる白地地区の除染・解体については、行政区単位で相談をしていただいて要望をあげていただく方法を町としては考えておりますが、個人として自分は戻りたいと意思がはっきりしている方に対しては個人ごとに対応していくというのが政府方針となっております。このため、質問者様が私は戻るとしっかり意思表示していただければ、2020年代には希望する方すべて戻っていただけるように除染や解体を実施するというのが今回の国の方針です

(町民：女性)

2020年代というが、早くやっていただかないと子どもや孫の代になってしまいますし、孫の代になってしまうと、その土地を放棄するような形になってしまうのではないかと考えております。

また、復旧まではたどり着いても、復興に続いていかなければどんな町になってしまうのだろうかと不安に感じています。

(伊澤町長)

国では方針を示したものの、順番や点から面になる部分の規模感に関して、具体的にこのような形で進めていくというのは示されておられません。このため、町としては、いち早く国へ町民の皆さんからの要望を伝えることで、なるべく早く皆さんの思うようなことに対応できるようにしていくと考えています。

また復旧・復興に関しては、早く除染・解体をし、またインフラを整備して、早く皆さんが戻れる環境にすることが早ければ早いほど良いわけですが、実はこの動きは平成29年の法改正からのものとなっています。本来であれば帰還困難区域は、文字のとおり帰還することは難しいと、国として除染や解体やインフラの整備をするという考え方は当時ありませんでした。しかし、平成29年5月に法改正があって、双葉町は7月に帰還困難区域を抱える自治体としては一番早くに申請をし、平成29年9月に特定復興再生拠点区域復興再生計画の認定を受けて、今このような状況となっています。なるべく早く皆さんのご要望に応えられるように町としても素早い行動をしたいと考えており、それぞれの要望をまとめていただくというのが、早くできる1つの方法と考えております。このため、しっかりと理解していただいて町へ要望を上げていただければ、町も早く国に伝えていきたいと考えております。

(町民：男性)

準備宿泊について、令和4年1月以降、準備宿泊は日にちを限定しているのではなく、

6月以降の避難指示解除まで住み続けることができるのでしょうか。

(中野住民生活課長)

準備宿泊の登録をしてから避難指示解除日までお住まいになることは可能です。そのまま解除後も住んでいただくことも可能です。前提として、ご自宅を直して、インフラも整備して住める状況になってからということではありますが、準備宿泊自体に日数の制限を設けているわけではありません。

(町民：男性)

白地地区の今後の避難指示解除に向けての要望に関して、聞き取り調査は各行政区長が取りまとめるのか、もしくは町が各地権者に打診することになるのか、どのような方法で行うのか。

(伊澤町長)

方法をまだ決めているわけではありませんが、行政区の状況を一番把握できるのは、行政区単位で集まっていただいて方向性を示していただくというのがスムーズにできるかと考えています。このため、個人の考え方もあるものの、まずは行政区単位で要望を取りまとめていくというのをベースにやっていきたいと考えています。

8. 閉 会